

れいわ ねんど こうがいせいかつ 令和5年度 校外生活のきまり

児童生徒健全育成連絡協議会

宇部市立上宇部小学校

1 事故防止について

(1) 水泳事故の防止

- 水泳の心得をよく読んで、きまりを守ります。

(2) 交通事故の防止

- 正しく歩行し、とび出しなどは絶対にしません。
- 道路で遊ばない。(ローラースケート・ボール遊びなど)
- 自転車の二人乗り・並進・競争や夜間の無灯火など、危ない乗り方をしません。



じてんしゃのよいはんい
自転車に乗って良い範囲

1・2年生 近所の広場

3年生 自転車の安全な乗り方教室以降は自分の住んでいる地区内

4・5・6年生 校区内

※ 必ずヘルメットをかぶります。令和5年4月1日より努力義務

- 交通事故にあった場合は、大小にかかわらず早く学校に届けてください。
- 通学路以外の道を通る場合は、事前に学級担任に届けます。

(3) 遊びによる事故防止

- 花火遊びは、保護者と一緒に安全な場所でおこないます。
- 鉄道線路ぎわで遊びません。
- いかだ遊びはしません。
- 川での遊びや魚取りの際には、危険な場所に近づきません。(校区内の池や川は禁止です) また、農薬散布にも注意します。
- 火遊び・かけごと遊び・野荒らし・野鳥の捕獲などをしません。
- 危険な玩具で遊びません。(エアガン・レーザーポインターなど)
- たこあげは安全な場所を選んでおこないます。
- 友達同士のお金の貸し借り・やりとりや品物のやりとりはしません。



火遊び



絶対禁止

2. 問題行動の防止について

(1) 外出について

- ・朝9時までは、遊びのための外出はしません。
- ・昼食時には自分の家に帰って昼食を食べ、それから遊びに出かけます。
- ・夕方は、午後6時(11月～2月までは午後5時)までに帰宅します。それ以後の外出は、保護者同伴。
- ・校区外への外出は、保護者同伴。

(2) 出入り禁止の場所

- ・パチンコなどの遊技場・オートレース場・ボートレース場・風俗営業の場所。
- ・ゲームセンター・インターネットカフェ・映画館・ボウリング場・飲食店・スーパー・コンビニは保護者同伴で入ります。

(3) 夜づりにについて

- ・一般の外出を適用するので、行くときは必ず保護者同伴です。

(4) 映画・興行物の観覧について

- ・興行物を見るときは、保護者同伴で見ます。
- ・暴力などの被害を受けた場合は、直ちに学校・警察に届けます。

(6) 誘拐・痴漢の防止について

- ・見知らぬ人に声をかけられても、ついて行きません。
- ・さびしいところを一人歩きしません。
- ・誘われても乗り物などには乗りません。
- ・一人で留守番する時は、訪問者の対応に気をつけます。
- ・小学生らしい服装で外出をします。
- ・登下校は、決められた通学路を通ります。
- ・被害を受けたり、受けそうになったりしたらすぐ近くの大人が警察に通報した後、学校に知らせます。



(7) その他

- ・パソコンやスマホなどは、家の人ときちんと約束を決めてから使用します。

(宇部市では、小学生の使用時間を原則9時までとしています。)

子どもたちが、のびのびと元気に育つことを願って、本校では宇部市の校外生活の取決めをもとに、この「校外生活のきまり」を作っています。皆様のご協力をお願いします。